

# 鉾田市障害福祉サービス利用のてびき



ほこまる

障害のある人を対象としたサービスは『障害者総合支援法』にもとづいて行われています。  
サービスは大きく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つに分けられています。

障害者総合支援法の対象者は「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」「障害児」「難病等患者」です。  
障害児には『児童福祉法』にもとづいて行われるサービスもあります。

## 自立支援給付

介護給付、訓練等給付、補装具、自立支援医療などのサービスがあります。

介護給付	障害の程度が一定以上の人に、日常生活や療養で必要な介護を行います。 ○ 居宅介護 ○ 短期入所 ○ 療養介護 など
訓練等給付	自立して地域で暮らしていくために必要な知識や技術を身につける支援を行います。 ○ 自立訓練 ○ 就労移行支援 ○ 就労継続支援 など
補装具	身体機能の代わりとなる補装具の購入や修理にかかる費用が支給されます。
自立支援医療	お医者さんにかかるときに費用が高くなりすぎないために、自己負担額を軽くします。

※ 介護給付サービスを利用したい場合には障害支援区分の判定が必要となります。

## 地域生活支援事業

市区町村や都道府県が地域の実情に合わせてさまざまな事業を行っています。  
○ 移動支援 ○ 日常生活用具の給付 ○ 地域生活支援事業 など

## 自立支援給付にはどんなサービスがあるの？

自立支援給付のサービスにはヘルパーに自宅で家事を手伝ってもらったり、施設に通ったり、泊まったりするなどの介護給付サービスや、自立や訓練をするために作業所やグループホームで過ごす訓練等給付サービスがあります。

### 訪問系サービス

サービス名	サービスの内容	給付種類
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅でお風呂や、トイレ、食事などの手助けやお部屋の掃除、洗濯などを手伝ってくれます。また、病院に行くときの付き添いなども手伝ってくれます。	介護給付
重度訪問介護	重い障害があり、常に介護が必要な人に自宅でお風呂やトイレ、食事などを手伝ってくれます。また、外出をする時の移動も手伝ってくれます。	
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人のために居宅介護など複数の障害福祉サービスを組み合わせて支援してくれます。	

### 外出を支援するサービス

サービス名	サービスの内容	給付種類
同行援護	視覚障害者で、ひとりで移動が難しい人のために、外出するときに同行して手伝ってくれます。また、外出先での代筆や代読をしてくれます。	介護給付
行動援護	知的障害や精神障害で、ひとりの行動が難しい人に、危険を避けるために必要な行動の手伝いや外出をする時の移動も手伝ってくれます。	

### 介護する家族などを支援するサービス

サービス名	サービスの内容	給付種類
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護している家族などが病気になったり体や心の休息が必要で本人の介護が困難となった時、短い期間、施設にお泊りして、食事やお風呂、トイレなどを手伝ってもらいます。	介護給付

にっちゅかつどうけい  
日中活動系サービス

ひるま かつどう しえん  
昼間の活動を支援するサービス

サービス名	サービスの内容	給付種類
療養介護	医療が必要で、常に介護も必要な人のために医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活の支援などをしてください。医療機関に入院してサービスを利用する場合もあります。	介護給付
生活介護	常に介護が必要な人に対し、施設で昼間、お風呂、トイレ、食事などの手助けをしてください。またものづくりなどの創作活動も行います。	

じりつ しゅうろう しえん  
自立や就労を支援するサービス

サービス名	サービスの内容	給付種類
自立訓練 (生活訓練・機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能や生活能力を向上するための訓練を行います。	訓練等 給付
就労移行支援	一般企業などで働くことを希望する人に、一定期間、必要となる知識や能力を向上させるための訓練を行います。	
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などで働くことが難しい人に、支援を受けながら働ける場所で、必要となる知識や能力を向上させる訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型とがあります。	

す まい ば せいかつ しえん  
住まいの場や生活を支援するサービス

サービス名	サービスの内容	給付種類
施設入所支援	自宅生活が難しく、施設に入所している人に対し、お風呂、トイレ、食事などの手助けをしてください。	介護給付
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日において、日常生活のサポート・援助を受けながら共同生活ができる住まいのことで、介護が必要な方向けに、お風呂、トイレ、食事などの介助を行うグループホームもあります。	訓練等 給付

ほ そうぐ  
補装具について

事前に申請して認められると補装具購入費や修理費が支給されます。利用者負担は所得に応じて決まります。

(対象となる補装具の例)

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全杖、眼鏡、補聴器、車いす、歩行器等です。

# 地域生活支援事業にはどんなサービスがあるの？

地域生活支援事業は市区町村や都道府県が地域の実情に合わせて独自に行っているサービスです。

自立支援給付など他の障害福祉サービスと合わせて利用することができます。

## 外出を支援するサービス

移動支援事業	屋外での移動が難しい人の自立や社会参加を助けるために、外出する時の移動を手伝ってくれます。
--------	-----------------------------------------------

## 地域活動を支援するサービス

地域活動支援センター	ものづくりなどの創作的・生産的活動や、社会との交流を増やす活動を行う場所で地域生活を支援します。
------------	--------------------------------------------------

## 社会復帰を援助するサービス

更生訓練給付事業	身体に障害のある人が社会復帰を目指すため、実習や訓練を効果的に受けることができるように一定期間、更生訓練費を支給します。
----------	--------------------------------------------------------------

## 日中の活動の場を支援するサービス

日中一時支援事業	日常的に介護をする家族などが疲れてしまわないために、日中見守りなどの支援が必要な方に対して、活動の場を確保し、家族の休息をとるためのサービスです。
----------	---------------------------------------------------------------------------

## 入浴を支援するサービス

訪問入浴事業	自宅で入浴が難しい身体に障害のある人に対して自宅へ入浴車が来てお風呂に入ることができるサービスです。
--------	----------------------------------------------------

この他にも障害のある方がより良い日常生活をおくるために必要な用具を給付する『日常生活用具給付事業』や、財産管理などを支援する成年後見制度の利用を支援する『成年後見制度利用支援事業』、耳が聞こえない、目が見えない、言葉が伝えることが出来ないなど、意思を伝えることが難しい人に対してコミュニケーションを支援する『コミュニケーション支援事業』などがあります。

# サービスを利用するための手続きの流れ

障害福祉サービスを利用するためには市区町村への申請が必要です。ここでは申請からサービス利用までの流れを説明します。 ※利用するサービスによって手続きの流れが異なる場合があります。

## ① 見学・相談

日時調整の上、事業所若しくは施設の見学を行います。  
事業所や施設の情報、サービス内容などがわからない方には、市区町村窓口でご相談に応じます。窓口ではご本人が希望する援助内容を伺い、サービスの提案などをさせていただきます。

## ② 申請

①の結果、サービスが必要な場合は、障害のあるご本人やその家族などが申請用紙に必要なことを記入して市区町村担当窓口へ提出します。銚田市福祉事務所、大洋市民センター、旭市民センターが窓口です。

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)  
支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書

茨城県銚田市長 様

次のとおり申請します。 申請年月日 平成 年 月 日

フリガナ 氏名	フリガナ 個人番号	生年月日	性別	年齢	年 月 日
フリガナ 居住先	フリガナ 電話番号	生年月日	昭和・平成	年 月 日	
支給申請に係る障害児氏名	フリガナ 個人番号	生年月日	性別	年齢	年 月 日
身体障害者 手帳番号	療養手帳 番号	精神障害者保健 福祉手帳番号	疾病名		
被保険者証の記号及び番号(※)	被保険者証の記号及び番号(※)				

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、療養介護を申請する場合記入すること。

障害福祉 関係サービス	障害支援 区分の認定	有・無	区分等 非該当	1 2 3 4 5 6	有効 期間
介護保険 サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援( )	要介護 1 2 3 4 5

変更の理由

区分	サービスの種類	訓練等給付費	申請に係る具体的内容
訪問系 その他	<input type="checkbox"/> 居宅介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練(機能訓練)	申請に係る具体的内容
	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練(生活訓練)	
	<input type="checkbox"/> 同行支援	<input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練	
	<input type="checkbox"/> 行動支援	<input type="checkbox"/> 就労移行支援	
日中活動系	<input type="checkbox"/> 短所入所	<input type="checkbox"/> 就労継続支援A型	申請に係る具体的内容
	<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援	<input type="checkbox"/> 就労継続支援B型	
	<input type="checkbox"/> 療養介護	<input type="checkbox"/> 共同生活援助(グループホーム)	
居住	<input type="checkbox"/> 生活介護	<input type="checkbox"/> 施設入所支援	申請に係る具体的内容

サービス等利用計画又は援助支援計画を作成するため必要があるときは、障害支援区分認定に係る認定期間、認定課金の内容、サービス利用費削減の対象、市区町村認定に際する認定申請書の提出期限、児童福祉法による児童手当を銚田市から指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定学校相談支援事業者の機関に発注することに同意します。

本人の住所、氏名、生年月日を記入します。  
障害児の申請時は保護者が申請者となります。

申請するサービスの種類と内容を記入します。

この部分にも申請者名を記載してください。

主治医の氏名	医療機関名
所在地	電話番号

(※) 主治医の欄は、介護給付費又は訓練等給付費(共同生活援助に係るものであって、入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する場合に限る。)を申請する場合記入すること。

申請する減免の種類

I 負担上乗月額に関する認定  
下記の区分の適用を申請します。  
(あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。)

- 生活保護受給世帯
- 市町村民税非課税世帯(※)に属する者  
※ 療養介護を利用する場合は、①又は②のあてはまる方にも○をつける。  
① 利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの  
② ①以外の方
- 市町村民税課税世帯(障害者：所得額16万円未満、障害児：所得額28万円未満)に属する者

II 医療型個別減免に関する認定  
下記のいずれにもあてはまるため、医療型個別減免を申請します。  
(20歳以上の方) (20歳未満の方)

- 療養介護利用者であること(年令 才)
- 市町村民税非課税世帯の者
- 療養介護利用者であること(年令 才)

III 施設入所者(注)に対する特定障害者特別給付費(補足給付)に関する認定  
(入所施設の食費等軽減措置)  
下記のいずれにもあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。  
(注) 対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設(障害者支援施設)  
(20歳以上の方) (20歳未満の方)

- 施設入所者であること(年令 才)
- 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者
- 施設入所者であること(年令 才)

IV グループホーム入居者に対する特定障害者特別給付費(補足給付)に関する認定  
(家賃軽減措置)  
市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯にあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。

V 生活保護への移行予防措置(自己負担軽減措置、補足給付の特例措置)に関する認定  
生活保護への移行予防措置(自己負担軽減措置、補足給付の特例措置)を申請します。  
※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を認める書類を添付して申請すること。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人	<input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)
氏名		申請者との関係
住所		電話番号

障害支援区分判定を行う方は医師の意見書が必要となります。医師意見書の依頼は市町村で行いますが、病院に通院していないと医師が記載できません。区分には有効期間があります。更新の際にも医師意見書が必要となるため、定期的に通院することをおすすめします。

申請書提出者を記載してください。

### ③ 聞き取り調査

市区町村の職員が、本人や家族などに障害の状況や生活状況などについて聞き取り調査を行います。

#### ③-1 障害支援区分審査・判定

利用するサービスによって障害支援区分が必要となるサービスがあります。③の調査内容と医師の意見書をもとに、審査会で判定を行います。障害支援区分は区分1～6まで分けられており、この区分によって利用できるサービス内容や量が決まります。

#### ④ サービス等利用計画案の作成依頼

相談支援事業所と契約し、サービス等利用計画案の作成依頼をします。事業所にいる専門の職員(相談支援専門員)が、サービスの利用を希望する人の意見を聞き取り、状況に合わせた計画案を作成してくれます。

#### ⑤ 支給決定

サービス等利用計画案や③-1の判定などをもとに、利用できるサービス内容や量の支給が決定されます。支給が決定すると障害福祉サービス受給者証が交付されます。

#### ⑥ サービス利用等計画の作成

受給者証交付後、相談支援専門員が実際に利用することになるサービス等利用計画を作成してくれます。

#### ⑥ サービスの利用開始

事業所に受給者証を提示して、契約を結びサービスの利用開始となります。その後も一定期間ごとに相談支援専門員が本人の状況に合わせて計画の見直し(モニタリング)を行います。

表紙

福祉サービス  
受給者証

(-)		(二)	
障害福祉サービス受給者証		介護給付費の支給決定内容	
受給者証番号	支給決定期間	障害支援区分	認定有効期間
支給決定 障害者等	氏名	サービス種別	サービス種別
フリガナ	生年月日	支給量等	支給量等
フリガナ	生年月日	支給決定期間	サービス種別
氏名	生年月日	サービス種別	支給量等
氏名	生年月日	支給決定期間	サービス種別
障害種別	交付年月日	支給量等	支給決定期間
1 2 3 4 5	平成 年 月 日	サービス種別	サービス種別
支給市町村名 及び印		支給量等	支給決定期間
		支給決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
		予備欄	

中身

# サービスを利用したとき費用はいくらかかるの？

障害福祉サービスを利用する際の費用は、一部を利用者が負担し、残りの費用を市区町村が負担します。

1月ごとの利用者負担には上限額があります。上限額は、利用者とその属する世帯の所得を確認し決定されます。世帯の範囲と所得区分については下記のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

## 18歳以上の障害者

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満) ※施設入所利用者(20歳以上)、グループホーム利用者除く	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯(所得割16万円以上) ※施設入所利用者(20歳以上)、グループホーム利用者	37,200円

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)	4,600円
一般2	市町村民税課税世帯(所得割28万円以上)	37,200円

※療養介護を利用する場合、医療費と食事の減免があります。従来の福祉部分の自己負担相当額と医療費、食事療養費を合算して上限額が決まりますので、負担額は上記の金額と異なります。

※20歳以上の施設入所利用者の場合、月に最低でも25,000円が手元に残るように利用者負担額が減免(補足給付)されます。

※グループホーム利用者(生活保護、低所得者)を対象として、月額上限1万円の家賃額の補助があります。支払った家賃が1万円を満たない場合は実際の家賃額の補助を受けられます。

※上記は障害福祉サービスについて記載されており、地域生活支援事業(移動支援・訪問入浴・日中一時支援等)とは異なります。

地域生活支援事業の利用費は原則1割負担となります。但し、生活保護受給者は全額免除、非課税世帯は半額減免された費用負担になります。

区分	世帯の収入状況	減免
生活保護	生活保護受給世帯	全額
低所得	市町村民税非課税世帯	半額
一般	市町村民税課税世帯	減免なし